北九州地区労連ニュース

2025年8月号　No. 226

連絡先　北九州市小倉北区黄金１－４－９－２０７号
℡ 093-921-0747　Fax093-921-0284
メール　k_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
あきらめないで電話して下さい
秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
TEL093-921-0747
メール　k_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

賃金の大幅引き上げ目差して

８月３日福岡県労連の第３６回定期大会が福建労東西支部で代議員・執行部あわせて７０人以上が参加し開催されました。経過報告では、２４春闘からの高水準を２５春闘でも継続していますが、実質賃金の減少は続いています。石破首相が２０２０年代に全国平均時給１５００円をめざすとしたことは、私たちの運動の成果です。今年は、被爆・戦後８０年を迎え、一方で敵基地攻撃能力をもち米軍の指揮下に自衛隊が置かれる統合作戦司令部の新設など戦争する国づくりに反対する平和運動にも取り組んできました。運動方針では、「労働者保護を破壊する労働法見直しとのたたかい」や「最賃今すぐ１５００円の運動」「改憲策動を阻止し、平和憲法を守るたたかい」「労働組合の魅力を伝え、組織拡大をつくりだす」など提起され、承認されました。地区労連も対話と学びあいで強い組織の構築と組合員拡大をめざします。

最低賃金審議会が目安を発表

８月４日厚生労働省の最低賃金審議会が今年度の引上げ目安を示しました。最賃のＡ・Ｂランクを６３円、Ｃランクを６４円とするもので約６％の引き上げ全国平均１１１８円となります。

過去最大ですが、石破首相の「２０２０年代に全国平均１５００円」には、到底間に合う額ではありません。今年に入り物価は食料品を除き前年比８％を超えて高騰しています。

北九州地区労連は、福岡県労連が提起する福岡県への要請や水巻・芦屋・岡垣・遠賀町議会へ、全国一律最低賃金制度と時給１５００円を求める意見書を国に提出していただきよう陳情に取り組んでいます。

８月８日は、芦屋町議会議長に直接お会いして協力を要請しました。

福岡県の最低賃金審議会で経営側は、「大幅引き上げは、中小零細事業者が経営が厳しくなる」と主張しますが、昨年に全国一律５０円の目安を上回る３４円プラスで引き上げた徳島県では、県が中小零細事業者支援を実施し、賃上げで倒産したという話はない、と言われています。引き続き北九州地区労連は、最低賃金の大幅引き上げを求め運動します。

消費税減税実現で生活支援を

８月２日憲法共同センターは、「大軍拡・大増税反対署名」の取り組みを小倉駅で行いました。

参議院選挙が終わりました。自民党に厳しい審判が下り、参議院でも少数与党になりました。政治とカネの疑惑にふたをし、企業献金の廃止に背を向け、選挙目当ての「一律給付」に市民の怒りが表された結果です。

消費税減税を公約にした政党が多く当選しています。

ガソリンの暫定税率廃止が国会で大きく進もうとしています。そうした状況の中、生活を応援する立場からも消費税減税を求めることを訴えました。

原水爆禁止の世界に

７月１７日から１９日にかけて国民平和大行進が北九州市を通過しました。

北九州地区労連は、原水爆禁止の願いを長崎に届けるために随行車の運転要員や行進参加を呼びかけました。

１７日は、天気予報は雨でしたが晴天の酷暑のなか門司から手向け山で行進のバトンを引き継ぎ勝山公園の平和の鐘をめざして一歩一歩、足を進めました。

今年は、イスラエルのイランへの空爆、アメリカもイランへ爆撃と核兵器を保有する国が国際法を蹂躙しています。ロシアもウクライナ侵略で核兵器使用の威嚇をするなど核兵器が使用される危険性がこれまでになく高まっています。

このような時だからこそ唯一の被爆国である日本は、速やかに核兵器禁止条約を批准し、核兵器廃絶のリーダーシップをとるべきです。

門司駅での集会では、「トランプ大統領は、石破政権に防衛費ＧＤＰ比３．５％（２１兆円）を要求している。私たち国民は、戦闘機・ミサイルより豊かな暮らしや福祉を切望している。核の被害・非人道性を地域に知らせて、核兵器廃絶・戦争反対の世論を広げましょう」の平和宣言が高らかに読み上げられました。

「第17回にこにこペースの平和マラソン」
「平和」をアッピールしながら走る！

７月２０日（日）、小倉北区の勝山公園から八幡東区の小伊藤山公園までの約８ｋｍで、「核兵器廃絶」や「平和」をアッピールしながら走る『第１７回にこにこペースの平和マラソン』を開催しました。

２００９年７月２１日に門司港駅から小伊藤山公園（八幡東区）までの約２１ｋｍで第１回を開催して、今回は１７回目となりました。

広島と長崎に原子爆弾が投下されて「原水爆禁止世界大会」が広島市と長崎市で開催されるようになりました。その広島と長崎を結ぶ「広島・長崎反核平和マラソン」が自治体の労働組合を中心に取り組まれました。

その時に、単に広島と長崎を繋ぐだけでなく、自分たちの住む町で「反核平和マラソン」を開催しようと始めたのが、この平和マラソンです。誰もが参加できるように「にこにこペースの平和マラソン」としました。

第１回以降、曽根駅（小倉南区）や折尾駅（八幡西区）をスタートして小伊藤山公園ゴールや、洞海湾一周して小伊藤山公園ゴール等、市内網の目コースを探求してきましたが、最近の異常気象による猛暑対策の為、前回から距離を短くして、１コースに集中して対応することにしました。

集合予定の朝９時半には１０人のランナーと５人のスタッフ、合計１５人が揃いました。勝山公園「長崎の鐘」で集合写真の後、開会式で神田孝理事長（新日本スポーツ連盟福岡県連盟）が挨拶をしました。先頭にニュースカー（アナウンサー同乗）、給水車と救護車（看護師同乗）の３台の車両が伴走し１０時にスタートしました。

給水車は２ｋ毎にランナーに給水しながら進みました。体調の悪くなったランナーは救護車に乗って移動しながら進みました。

途中、熱中症警戒アラートが鳴り確認しましたが、ＷＢＧＴ指数は２５以上２８未満の「警戒」でしたので、ゴールまで完走しました。

小伊藤山公園には１１時３０分に無事到着しました。

小伊藤山公園では、閉会式を行い神田孝理事長から参加者全員に参加証と参加賞が渡されました。そのあと慰霊塔をバックにして参加者全員の集合写真を撮り閉会しました。閉会後、桃園運動公園横にある新日本スポーツ連盟北九州事務所（通称：自然の館）に場所を移してシャワーを浴びて、１２時３０分から１４時まで懇親会をしました。

懇親会に参加した１２人の中には、博多から小倉駅に前泊で参加された方もいました。

とても楽しいランニングでした。来年も集まることを誓って散会しました。

ハラスメントをしない・させない為に

７月２９日北九州労働者の健康問題連絡会議は、ハラスメントを無くすために学習が必要と企画し、健和会大手町病院３階講堂で学習会を開催しました。

北九州地区労連も構成団体として参加を呼びかけました。

講師の大槻久美子さんは、京都から来られ、公認心理士でキャリアコンサルタントなどの国家資格を持ち、自身が長時間・過密労働で心身を壊された経験からカウンセラーを志すとともに自身の体験をもとに講演活動やカウンセラー養成講座の講師も務められている方でした。

２０２２年４月からパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。事業主は、労働者からの相談に対し、被害者や調査協力者を守ることも明記されています。

ハラスメントをジャッジするには、ポイントがあります。①明確な違法行為、または強要。②職務上の地位や優位性を背景にしているか。③本来の業務の適正な範囲を超えた行為か。④継続的で執拗な行為か。⑤人格と尊厳を侵害する言動か。⑥就労者に身体的・精神的苦痛を与えているか。⑦就労者の環境を悪化させているか、の７項目で①は、ひとつでアウトですが、他は３つの項目で該当すればアウトと話されました。

ただ、業務上必要な指示や指導は、ハラスメントに該当しません。①決めつけない。②相手の変化に注目する。違和感をそのままにしない。③自分の物の見方や思考のクセに気づく、ことで適正な指示や指導か、一人で考え込まず周囲に確認することが必要、と述べられました。ハラスメントを受けない為に「報告・連絡相談」が必要で、ハラスメントを受けたり・見た時は職場全体の問題として「記録と相談、受けている人への声掛け」が大事で会社の業績改善にもなる、とまとめられました。

学習会では、グループディスカッションの時間もあり、充実した学習会となりました。

人権守り、社会保障拡充を

８月２日人権と平和を守り、社会保障の拡充に向けた運動に取り組む、北九州市社会保障協議会の第２９回総会が健和会複合施設地域交流センターで開催されました。

経過報告では、生活保護と年金切り下げ違憲訴訟を支援する「いかんよ貧困福岡の会」世話人で北九州連絡会の事務局を担い、原告を励ます会や市内各所での宣伝行動や裁判傍聴支援など取り組み、１月の福岡高裁で「生活保護削減は違憲」の勝利判決を勝ち取り、６月２７日の最高裁での勝利につながったことや、市の保護課との懇談、「いのちとくらしを守るなんでも相談会」「生活保護１１０番」の取り組みなどが報告されました。

学習企画では、筑紫女学園大学の池田和彦先生から、「権利としての社会保障」を学びました。社会保障を必要とする人が受ける権利が実態的権利であり、必要とする人が手続して初めてもらえる制度が動く。これらの権利を水際作戦など不当な行政行為で侵害された場合不服を申し立て、さらに訴訟を提起できる権利が保障されているかが大切と具体的な話をされました。

運動方針は、あらためて「憲法九条を守り、２５条を活かす」運動の前進でいのちとくらしを守る人権としての社会保障制度の実現をめざしましょう、と「いかんよ貧困の運動」「生活保護１１０番」「紙の保険証のこして」の運動など提起され、満場一致で確認されました。

水俣被害者救済を

７月３１日、楳本（ウメモト）熊本県労連議長から北九州地区労連に、「すべての水俣病被害者の救済を求めて支援をお願いしたい」とオルグ要請がありました。

永冨事務局長が対応し、健和会労組・市職労・福建労北九州支部と小倉民商を訪問し、①第４２回ミナマタ現地調査８月２３日（土）～２４日（日）への参加。②第二次ミナマタ訴訟福岡高裁傍聴９月１７日（水）門前集会１２：３０、開廷１３：３０、全体終了１７：００への参加呼びかけ。③すべての水俣病被害者の早期救済法が参議院も与党過半数割れになったことで実現の可能性が大きくなっている。参政党もこの法案に賛成の立場であり署名が大きな力になるので是非署名を広げていただきたい、と訴え、訪問した団体すべてが協力を約束していただきました。

労働法コラム　　第１２５

やっぱり団結権

黒崎合同法律事務所
横光　幸雄　弁護士

【はじめに】

「なぜ労働組合に加入しなければダメなんですか?」「組合費の３０００円を払うくらいなら、そのお金で私の好きなものを買いたい」との声はよく聞かれる。基本的な発想は「個人」の「自己決定権」であり、組織に加入し、組織の規律に従うことへの嫌悪感である。

【労働契約】

しかし会社に就職すること自体が組織に加入することであり、労働契約は使用者と労働者との個別契約であるが、これとは別に会社の就業規則が社内を規律している。

また、個人の労働契約がバラバラで契約内容に格差が生じていることがわかった場合、これを個人の自己決定として容認、泣き寝入りすることができるであろうか。

近年このような格差是正も含め「働き方改革」の提言がなされた。①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善②賃金引き上げと労働生産性の向上③時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正④雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定させない教育の問題⑤テレワーク・副業・兼業などの柔軟な働き方⑥働き方に中立的な社会保障制度、税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備⑦高齢者の就業促進⑧病気の治療や子育て、介護と仕事の両立⑨外国人材の受け入れ問題　などである。

このような項目を個人が会社と個別に話し合って決めていくことは不可能に近い。労働者個人ではなく、労働者集団と会社との話し合い、協議が必要不可欠である。

例えば同一労働同一賃金を実現するためには、非正規雇用の組合加入を認め、組合が多様な労働者を代表して協議・交渉することが必要不可欠である。派遣労働者についても同様であることは言うまでもない。

賃金引き上げ、時間外労働などの問題も個人と会社との個別交渉で成立させることなど非現実的であり、特に時間外労働については何が時間外に該当するかは職場ごとに決められるべきもので個人ごとに決まるものではない性質のものであるから労働者集団と会社との集団的な合意形成が求められる。

【就業規則】

労働契約は個人と会社との合意であるのに対し、就業規則は会社側の一方的な規則である。

現実の労働条件の多くは、就業規則によって決められる。しかし、労働者がこれに同意して入社した訳ではないのでこれを適用する場面では規定内容の説明・説得・周知の有無などを基準に適用の可否を判断することになる。

労働組合が就業規則にどのように関与すべきかについては様々な議論があるが、この作成変更は労働条件に直結するので意見聴取レベルではなく、変更問題を「労働条件変更」として義務的団交をすべきである。

【労働協約】

就業規則の変更問題を労働条件の変更として義務的団交事項とすれば、少数組合にも団交権が認められる。また労使間合意に達したならば労働協約を締結する。労働協約は就業規則に優先する（労働契約法一三条）。さらに個別交渉禁止や労働条件の一方的変更禁止の法理が適用され全労働者に規範の効力が及ぶことになるのである。

個別の労働契約も大事であるが労働協約の力は絶大である。やっぱり団結権なのである。

北九州地区労連

第37回定期大会のお知らせ!!

【開催日】
2025年9月21日（日）
13時～開催

【場　所】
ムーブ　5F　大セミナー室

【議　題】
2024年度経過報告・財政議案
新役員選出
2025年度運動方針（案）

役員・代議員の出席を
よろしくお願いいたします。

★映画と読書のすゝめ

「国宝」映画：李相日監督
文庫：吉田修一作
「国宝」（上）／「国宝」（下）
朝日文庫（８８０円）

今回は、映画と本のおすすめ。推薦者は、映画しか見ていません。最近映画を観ていなかったので、家族に進められて観ました。なんと長編でしたが、最初予想していた歌舞伎の厳しさ等のドキュメンタリーに近い映画かと。2人の生い立ちが異なる人物が、若い俳優吉沢亮（この俳優キングダムに出ていた）と横浜流星で演じられています。一方が「国宝」に。映画で感心したのは、歌舞伎の所作をいくら俳優でも練習して演じる点。原作者の吉田は、３年間黒子として楽屋働きをし、吉沢は１年半過酷な女形の舞踏の稽古を重ねたという。今や社会現象の様相を呈しているとも言われている映画。このおすすめの投稿の時にはまだ上映しているかは?だが。